

平成27年度 第2回台東区景観審議会
(抄録)

日時：平成28年3月31日（木）

10：00～11：20

場所：台東区役所 7階 議会第3会議室

午前10時00分 開会

1 開 会

2 会長挨拶

出席状況及び定足数の報告

定数10名のうち、全員10名の出席。

3 議事録（抄）の確認

○事務局 次第3番の議事抄録の確認。

前回のこの審議会におきまして、会議の透明性の確保ということで、当会議室に設置しておりますビデオカメラを活用しての動画配信を行ったかどうかという御意見をいただいたところでございます。

参考資料1をごらんいただきたいのですが、景観行政団体として景観審議会を運営しております18区にアンケートを行いましたところ、ごらんのような結果で、動画配信を実施している区は現在ございませんでした。また、動画のライブ配信につきましては、区民委員も入っております、そういった活発な意見交換を行うことに対して支障とならないかなどの課題が考えられますので、まずは現在11区で実施しておりますホームページによる議事録の公開を実施したいと考えております。

つきましては、今ごらんになっている前回の議事録を配付させていただいておりますので、内容を後ほど御確認いただきまして、修正箇所がございましたら、4月15日（金曜日）までに、お手数ですが事務局まで御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、議事録の公表につきましては、発言者を「事務局」、「会長」、「委員」のみの表現とさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

この件について何か御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○委員 前回私のほうから発言申し上げた件で、こうして23区の全体の状況まで調べていただいたということで、それはいろいろとありがとうございます。

ただ、区議会のほうでも、この委員会室にライブカメラを設置して、全ての委員会を生中継を実施しているという自治体自体が、まだ23区の中でも少ないんですね。逆に言うと、台東区議会のほうは、委員会室に、あそこにありますけれども、ああいった設備を既に設置してありますので、どちらかというと、ライブ配信をする環境が整っているわけですね。ですから、そういった意味では、この景観審にかかわらず、いろいろな審議会をきちっとオープンにしていくということについては非常にハードルが低いということで、提

案をさせていただいています。

さらに、毎回の委員会の視聴者等もカウントをとっておりまして、特に一般の区民の方あるいは関係者の方も、よくごらんになっている方はいらっしゃいますけれども、まだまだ数少ないです。逆に言うと、所管ですとか、それぞれの担当の部署の職員の皆さんが、自席にしながらこういった審議会を傍聴というか聞いたりとか、あとは、後になって議事録がきちっとでき上がる前に発言を確認したりとか、そういったことがしやすくなっているということもありますので、いろいろな審議会、台東区の中に数ありますけれども、基本的にはオープンにしていくということにそんなに差しさわりとか抵抗がないんじゃないかと思えますし、あるいは、我々委員、学経の先生方もそうですが、区民の公募の皆さんも、その発言が公開されて何か支障があるとか、公開されるから本来発言したいことを言えなくなってしまうということは、ちょっと筋が違うのかなというふうにも思えますので、最初の段階として、議事録自体をホームページに公開していくというところから始めるということですので、それは了承させていただきたいと思いますが、今後、景観審だけではなくて、審議会のあり方、情報公開のあり方というのは全庁的にぜひ検討していただきたいと思えます。

さらには、区議会がこのような形で先行してやっていますので、他区はまだまだおくられていると私は思っていますが、台東区全体が、全ての審議会とか会議がオープンになっていくというのは、透明性が確保されるという意味でも、あるいは台東区全体のイメージみたいな部分でも非常に有意義なことだと思いますので、ぜひ今後も検討していただきたいと思えます。

あとは、ホームページでの議事録作成で、委員の名前はそれぞれ個別には記さないというのは、どんな理由ですか。

○事務局 今まで公開されているのを見ますと、そういったものが多いので、特定の委員さんが何を言ったということよりも、こういう意見が出ているというところをまずは公表したいと考えておりますので、そういった表現で当初いかせていただきたいと思っています。

○委員 どういう配慮があるのかはよくわからないんですけども、やはりそれぞれの皆さんはそれぞれの立場を代表されて発言をしていると思いますので、そういった部分をあえて隠すというんですか、見えないようにするというところにどんな意味があるのか、ちょっと私は理解がなかなかしづらいものですから、できれば皆さんの御了承を得て、きちっ

と、どなたが発言したということぐらいはホームページ上で公開してもいいんじゃないかと私は思いますので、その点だけ発言しておきます。

○事務局 先ほど申し上げたように、自由闊達な意見が求められるとっておりますので、そういった配慮も含めて、委員名を伏せてまずは公開させていただきたいと思っております。そういったことからまたいろいろと御意見がありましたら、公開の方法も考えていきたいと思っております。

それから、先ほど御意見がありました、全庁的なホームページでの動画配信ということにつきましては、審議会等、個々それぞれ審議の内容も異なりますので、やるかやらないかの検討については、それぞれの審議会で考えるべきものと考えておりますので、私のところの所管のこの審議会ですとか、台東区の都市計画審議会といったものについては、今後どのようにやっていくかというのは引き続き研究していきたいと考えております。

ほかに御意見はございますか。よろしいですか。

○委員 この委員会の下に下部組織で何か委員会があるんでしょう。

○事務局 はい。景観審査委員会。

○委員 そこの話もオープンにしちゃうとまずいね。この色がどうだとかああだとかいう意見が出てくるから。

○事務局 アドバイザー会議のほうは全く非公開です。

○委員 ならいいけれども。それまで公開しちゃうとまずいなと思って。

○事務局 個別の案件の審査でございますので。

よろしいでしょうか。

○委員 やっぱそういうことも含めて、これは区長から諮問されている正式な会議ですから、多少まずいというのはどういう状況かわからないですけれども、全ての過程をオープンにしていくというのは区の基本的な原則じゃないんですか。

○事務局 今のお話は、個別の協議、届出の話を御質問いただいたので私も答えたのですが、個別のものについては、それぞれ内容もございますので、どこまで公表できるかできないか、今ここでは即答はできませんが、今のところ、それについては公開していくという考えはございません。

○委員 私はその部分は非常に引っかかっていまして、例えばこの景観審議会のこの委員会の中でも、個別の案件がどういうプロセスで決まっていくかということ自体もわからないし、資料等の提出というんですか、あれもないということですので、具体的に非常に

何でこれが通ったのかというような案件も出てきていますから、その辺をきちっとグリップするというかコントロールする形でこの審議会が機能していくというのは非常に重要だと思いますので、何か公表して困るようなやりとりがされているのであれば、なおさらそういった部分はオープンにしていくべきだということを、私はぜひお願いしたいと思いません。

○事務局 先ほど申し上げたように、個別の案件について、どう公開できるかできないかというのも、何が課題になっているかというのをまだ特に研究しているわけではございませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○委員 例えば、確認申請が出るでしょう。竣工したときに、この色は、例えば真っ赤なタイルを張っちゃう、それはよくないと。その内容が全部出ちゃうとまずいんじゃない。個別に、ある建物、物件が、例えば真っ赤な建物で、こんなのはちょっと市街地としては派手過ぎるんじゃないのという意見が出たときに、その委員の名前は出ないにしても、それを個別に話をするということは、やっぱりマル秘でないと思えよ、僕は。あの人がああ言った、この人がこう言ったと。

○委員 ちょっと待ってください。それは、景観については明確な基準があって、それにきちっと当てはまっているかどうかということをお判断いただいているんですよ。

○委員 それはこの机の上だけ。実際やっている人はそうじゃないんだから。色を決めましたとあって、別な色をやるやつがいるんですよ。別な色に。そのときに、委員会をやって、あの色はだめだというふうになくちゃならない場合もあり得るんです。図面だけの話だからね。実際やってみたら、赤だったり、真っ黄色になったとか、そういう話がなきにしもあらずで。そのときは計画と違うから、この委員会をまた始めると思うんですけれどもね。そういう具体的な例がここに出ないからいいけれども、下から上ってきた場合にそういうものがあり得るから、その点はちょっと考えたほうがいいと僕は思いますよ。

○委員 個別のプロセスまで、景観アドバイザー会議ですか、そこまで全てをオープンにしろとは言いませんが、ただ、決まったプロセスとか、あるいはこの景観審議会にさえ年間のいろいろな審議の状況というのは上がってこない。これはちょっとどうなのかなと思います。

です、今、極端な例をおっしゃっているんだと思いますけれども、そこまで外れて、景観アドバイザーの方がきちっとブレーキをかけたというのも、これは非常に当たり前というか、アドバイザーの方が非常に御活躍をされているという事例ですから、そのことも

ぜひ見えるというか、わかるようにしたほうが、透明性といいますか、台東区の景観のいろいろな仕組みがきちっと働いているんだぞというところが見えるようになるんじゃないかなと思いますので、余りにも全てをオープンにしろということではないですけども、そういったことが、住民の方とか、これから台東区で何か建築しようという方たちに見えるようになっていくということは非常に重要なことかなと思いますので、その点だけ御理解いただければと思います。

○会長 今の議論をお聞きしていますと、2つのことがありまして、1つは、プロセスを開示するということはすごく大事だと思うんです。どういう議論があつて、こういうことで、このように決まった。ただ、個別の案件になりますと、民事的な資産の問題とか、そういうことがありますので、例えば、この審議会で傍聴を許す内容と許さない内容があるように、その辺をきちっとしておけばいいのではないかな。そのハードルをどこに動かすかというのは、また違う議論になると思いますけれども。

○委員 恐らく景観法以降、一步踏み込んだ景観のあり方を各区、各市町村つくっていると思うんです。そのときに、一步踏み込むとはどういうことなのということは、やっぱりちょっと曖昧な部分がありますよね。

今、委員が言う、問題が上がったときに、それをどのくらいの程度で、レベルで区民に公開するか。個人の利害が絡んでくるとなかなかそれは難しいので、先ほどの意見も、私も公共の色彩を考える会で、駆け込み寺じゃないですけども、いろいろな案件を個人から受けて、ただ、この先生がこういうことを評価したということは一切書かない。審査員の名前も無記名です。そこではやっぱり審査という、ある意味では、審査にかかわる部分は審査員の名前も伏せます。

だから、公平性あるいは平等感みたいなものを考えたときに、一步踏み込んだこと、要するに、ある種情報公開はどういうことなのということをもう少し考えてもいいんじゃないかなと思います。やはり情報を共有しないと、委員会あるいは我々がいろいろな言葉を発しても、なかなか前に進まない。区民の参加があつて景観というのはつくられると思いますので。

両方の委員の方の意見は、両方とも理解できますので、区としてその辺をどのように捉えるか、それは考えていただきたいと思います。

○事務局 いろいろ意見をいただきましたので、この件につきましては今後引き続き事務局のほうでも検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに入ります。以降の議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4 議 事

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について

○会長 初めに、(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 では、4の(1)の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について御説明いたします。資料1をごらんいただきたいと存じます。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、台東区景観条例に基づきまして、景観形成資源の選定対象となります建造物及び樹木の中から区の景観計画に基づく指定方針に従って指定するものでございます。

資料1の左側のオレンジ色の点線の四角の中をごらんいただきたいのですが、こちらが今回の選定のもととなります景観形成資源の選定対象となるものです。これには、国の登録有形文化財15施設、東京都の指定文化財が3施設、さらに景観資源リスト526施設、こちらは平成7年に台東区で行いました景観計画調査で行政資料、アンケート等をもとにリストアップした景観資源でございます。

それから、思い出の景観30選7施設、こちらは景観に対する親しみの向上を図るために、平成15年に思い出の景観として募集したものでございます。

さらに、保護樹木、景観形成樹木の選定対象につきましては、台東区みどりの条例に基づき、台東区内の緑の保護・育成を目的として指定された保護樹木284本でございます。

まず、景観重要建造物の指定につきましては、こちらの国の登録有形文化財15施設と都の指定文化財3施設を指定候補として抽出するものでございます。

資料の2ページに指定候補の一覧がございます。さらに3ページから写真をつけております。候補の建造物を御紹介いたしますので、建物の詳細とあわせてごらんいただきたいと思っております。

(建物の詳細を説明)

次に、景観需要樹木の指定について御説明いたします。資料の1ページにお戻りいただきたいと存じます。

先ほど申し上げたように、景観形成資源の選定対象に台東区の保護樹木が入ってございますが、この中で、道路その他の公共の場所から容易に眺めることのできるものを確認した上で、地域のランドマークというべき、景観の形成に寄与していると考えられるもの、17本をピックアップいたしました。

資料の5ページに候補の一覧、6ページから写真をつけてございます。こちらも候補を御紹介しますので、写真をごらんいただきたいと思います。この写真は、ことしの3月に撮影しておりますので、落葉樹は葉の茂った様子もあわせてつけておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

(樹木の詳細を説明)

28年度は、これらの景観重要建造物及び樹木の指定候補の所有者または管理者に対しまして、指定に向けた意向調査を行います。これによって、同意が得られたものにつきまして、改めて本審議会に御報告いたしまして、指定の手続へと進めてまいります。

なお、29年度以降は、図の下のほうに示しておりますとおり、景観条例に基づく景観形成資源の選定の検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○会長 ただいまの説明について御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

私のほうから。もうちょっと、重要建造物あるいは重要樹木に指定された場合、持ち主にとってどういう制約があるかということをお説明願えないでしょうか。

○事務局 御説明いたします。景観重要建造物につきましては、建築物の増築や改築、移転、除去、外観の変更を伴う修繕や模様替え、色彩の変更を行う場合は区長の許可が必要となります。違反した場合には原状回復を命じたり、適切な管理を行うことが可能となります。

景観重要樹木につきましても、現状の変更に対して規制を行ったり、原状回復命令を行ったりすることができますので、適切な管理が可能となります。

御説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

○委員 資料1を見ますと、下のほうに「選定対象の追加」というのがありますよね。これは、今のお話だと、29年度以降の話になるんですか。例えばここで見ると、国とか区で選定した、どちらかというところから目線で、これを選びましたというリストなんですけれども、要するに、景観形成資源選定対象の5つのブロックがありますよね。その中の景観資源リスト526施設、思い出の景観30選7施設、これは恐らく住民参加の意見で選ばれたものだと思うんです。でも、今回のものの中にはそれが一切入っていない。住民参加の意見をどのように酌み上げるかというのは、魅力的な台東区の景観を選定するのにすごく重要なことだと思うんです。それは29年度以降に行うわけですか。

○事務局 29年度以降につきましては、重要建造物で18施設がこの左のほうから抜けるわけですが、今の左側の点線の中から、景観形成資源という条例に基づく制度のほうに、またさらにそこからピックアップを考えております。下の「選定対象の追加」というのは、今は、委員がおっしゃったように、現在あるものをまとめたのが今の四角の中です。これに対して、さらにまだ追加は、下のような形で、台東区の景観審議会、こちらの審議会で諮って、また新たに選定対象として今後追加できるというような内容になっております。

○委員 ちょっと気になるのは、景観を語るときには、住民、区民、その方々の参加をどのように施策の中に盛り込むかというのは重要なことだと思うんです。その辺が、どうしても、どちらかというところの樹木の選定対象の中に余り感じられないので。

前々から僕は、台東区の景観の特徴というのは生活景だと思うんです。生活がある景観が見られる魅力。これは他区にない、非常に台東区の特徴だと思うんです。その辺が、こういう選定、何となく感じられるもの。だから、ピックアップするときには必ず背景みたいなもの、人がどのようにかかわっているのか、生活がどのように展開されているのか、その辺も組まないと魅力的な景観にならない。ただ選びましたということだけではしょうがないと思うんです。住んでいる方々が景観を守っていくということになると、そういう視点も考慮しないと難しいんじゃないかと思うんです。

○事務局 あくまでもオレンジ色の点線の中から、さらに景観形成資源という形でピックアップしてまいりますので、そういったときにも御意見をいただきたいと思っておりますし、その作業の中で、さらにまた、これは景観重要建造物の指定をしてもいいのではない

かというものがあれば、また現在の18施設に加えていくというふうに考えております。

○委員 今のお話に関連して、今後は景観重要建造物や景観重要樹木をどういうスケジュールでふやすかというのは特に決まっておらず、今後、景観に関しては、景観形成資源の選定をスケジュールとして今考えていると。

○事務局 はい。

○委員 そうすると、まず④と⑤ですね、景観重要建造物及び樹木と景観形成資源の違いをもう一度教えてもらっていいですか。

○事務局 景観重要建造物と樹木につきましては、参考資料2をごらんいただきたいのですが、景観重要建造物につきましては、そちらに記載しておりますように、景観法19条に基づく指定になります。同様に、樹木につきましては、景観法28条に定められております。

○委員 景観形成資源との違いを教えてください。

○事務局 景観形成資源のほうは、台東区の景観条例で定めるものなのですが、考え方としては、景観重要建造物とか重要樹木につきましては、先ほど説明させていただきましたように、現状変更等に制約がありますので、指定に当たっては時間がかかる、または同意が得られにくいようなところが考えられます。条例に基づく資源というものを設けて、そういったところを少し緩やかにしながら、より景観を保全、活用していくというような趣旨で、条例で別に定めたものが景観形成資源というものでございます。

○委員 縛りがもうちょっと緩くなるということですか。

○事務局 はい。

○桑田委員 わかりました。

あと、景観形成資源の中からまた重要建造物や重要樹木のほうにも、必要があればというお話があったと思うんですけども、今回、登録有形文化財や都指定文化財ということで、文化財等の面から見てもっと資源はたくさんあるかなと思います。先ほど委員から市民目線という話もあったけれども、もう一步また大事なもの目線というか、歴史的な重要性とかから見て、資源は、これ以上あると思うので、ぜひそういう部分に関しては、文化財保護とかとも連携しながら、より資源をどんどんふやしていくように検討いただきたいと思います。

○事務局 はい。

○会長 この景観計画の103ページを説明していただいたほうがわかりやすいのではな

いですかね。103ページの下。景観資源の抽出の後、所有者の意向確認をして、重要建造物あるいは樹木に指定する。そこを通過しない場合は、審議会など。いずれにしろ所有者の同意を得なければいけないんですよ。

○事務局 そうです。審議会でリストの確認、御承認いただいて、それから所有者、管理者の同意をいただいて指定していく。

○会長 ですから、左の「景観資源の抽出」というところにも市民のいろいろな参加の仕方というのも組み込んでいくという整理の仕方がいいんじゃないでしょうか。

○委員 今御説明いただいたことでよくわかりました。景観重要建造物についても、国の登録有形文化財、都の指定文化財とのことなので非常にわかりやすいんですが、国立西洋美術館について、何か議論のようなものはあったんでしょうか。

○事務局 国立西洋美術館は国の重要文化財に指定されておりますので、景観法の中で重要文化財が景観重要建造物の指定から除かれておりますので、抽出の対象になってございません。

○委員 なかなかわかりにくいですね。

○事務局 資料にはおつけしていないのですが、景観法の中で、重要文化財、天然記念物は指定の対象から除くというふうにされておりますので、それに従ってやっておりますので、そのような状況です。ですから、区の中にも国の重要文化財は幾つかあるのですけれども、それはこちらの選別対象に入れてございません。

○委員 寂しいですね。わかりました。

○委員 今の関連ですが、参考資料2の中で、よく読むと、政府が世界遺産委員会に対して推薦したものはそれに該当するというふうに書いてあって、たしか政府が世界遺産委員会登録に推薦するものは全部重文か何かに格上げされるんですよ。ここにはこうやって書いてあるけれども、実際は対象じゃないという、ダブルスタンダードみたいなことですか。景観法、これは区のやつじゃないの。

○事務局 法律です。

○委員 法律だよ。なので、これでいくと該当していますよね。

○事務局 法の19条の中で、先ほど私が申し上げた、そこに示しているのが第1項の条文ですけれども、第3項の中で「文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない」というふうにされておりますので、そちらが先に来るといような状

況で判断しております。

○委員 わかりました。ちょっとそこは、ほかの案件も調べてみます。

あとは、実は前回もここで議論になった、隅田川にかかる橋。あれは両区にまたがるということで、台東区のこのあれには該当しないんですか。

○事務局 東京都の指定の建造物になっておりますので、それは東京都の条例のほうで、重複しないというふうにしてしておりますので、それもこちらから外しております。

○委員 わかりました。

それと、樹木のほうですが、実は、ちょうどこの間の委員会のほうでいろいろと質問させていただいたんですが、こちらのほうは、例えば保護樹木以外に、東京都の指定の天然記念物になっているのが台東区には2本ありまして、谷中の玉林寺のシイト、蓬莱園、今の忍岡高校のイチョウですね。こういったものは、建造物に関しては東京都の指定の文化財は入るというんですが、樹木に関しては、最初のリストの中に入っていないんですよ。だから、東京都の天然記念物になっているものは、区の保護樹木には多分指定されていないのかなと思って。そうすると、選定から漏れちゃうのかなと。

○事務局 今回の選定対象が、保護樹木だけでやっておりますので、先ほど申し上げたように国の天然記念物は入らないのですが、都のもので保護樹木になっていないものは、今回は漏れている可能性はあります。ただ、保護樹木については、今後も、今は284本の中の17本ですので、これからのこちらの重要樹木の考え方でも、もう少しふやしていきたいと考えておりますので、今、委員がおっしゃったようなところも、漏れているものがあれば、またこちらの選定対象のほうに追加していきたいと考えております。

○委員 それで、この間の予算委員会でも質問させていただいたので、そのときは、文化財のほうでフォローしたらどうかというような提案だったので、一応こちらでもお話しさせていただきたいと思えます。

実は、台東区の中には、かつて国の天然記念物に指定されていて、途中、経緯があって外されているのが、いわゆる御行の松。これは、枯れてしまったということで、今、三代目の松があるということなので、そういう意味では、景観法の中で、歴史的・文化的な部分では結構該当するのかなと。

あとは、浅草寺の中のイチョウの木も結構この中には出ていますが、浅草寺のオオイチョウも、天然記念物に指定されていたものが、戦災でちょっと焼け焦げてしまって、それが理由で外されてしまったという経緯があります。あれも景観的には非常に有意義なもの

だと思えますし、歴史的・文化的な価値も備えていると思っています。

あとは、これはいろいろと意見があるかもしれませんが、歴史的・文化的な価値でいくと、見返り柳とか、首尾の松とか、江戸時代の浮世絵に出てくるような。あるいは、それが今、何代目かになってはいますが、その樹木自体はまだ小さかったりするんですが、価値からすると、話題性も含めて、こういった形で景観というものも含めて、江戸時代の浮世絵や何かとリンクするような形で、景観のほうからもいけるんじゃないかなと思いますので、実はちょっと文化財のほうで検討してくださいという話はしているんですが、ぜひともそういった部分も考えていただければなということをお願いいたします。

それと、建物のほうですけれども、先ほど隅田川の復興橋のお話をしました。それで、台東区の地図を見ると、ちょっと真ん中辺が少ないのかなと思ったら、先ほどの復興橋がだめなのだったら、台東区には復興小学校が結構あるじゃないですか。あれなんかも、当然、今回指定されているいろいろな建物と比べても遜色がないので、例えば、今話題になっちゃっている坂本小学校、取り壊しどうのこうのとなっているのはなかなかしづらいかもかもしれませんが、区のほうでも、これからしっかり保存を決めている旧小島小学校、デザイナーズビレッジとか、あるいは黒門ですとか、隣の下谷小学校とか、そういったところをはめ込んでいくと、意外と真ん中辺にもポイントができるので。これは候補にも入ってこないんですかね。

○事務局 先ほどから申し上げている、現在の点線の中の景観形成資源の選定対象というのは、参考資料3のところに526施設、景観資源リストというものが入っています。確かにこの中でも、今、委員がおっしゃったようなところ、旧小島小とか坂本小とかというところ、参考資料3の2の2ページの下のほうに「教育施設」というふうにあるのですが、この中にそういったものは入ってきてございません。

これは、先ほど申し上げた、平成7年に行った調査のものをそのまま挙げているだけです。そのほかの建造物、それから先ほどおっしゃった樹木につきましても、今回、保護樹木に絞って対象としておりますので、それ以外について、先ほど委員がおっしゃったような歴史的背景をこれからいろいろ考えていくと、委員がおっしゃったような樹木というのも見えてくると思いますので、そういったものを、下の「選定対象の追加」というような考え方で、改めて選定対象に追加して、今後の景観形成資源の選定ですとか、重要建造物または重要樹木の指定に向けて検討していきたいと思えます。

○委員 区の一部では、坂本小学校の取り壊しありきということで話が進んでしまってい

るのは非常に残念ですが、逆に、こちらの景観のほうからきちっと指定をして、そちらのほうから、ああいった旧復興小学校を逆に守っていくというような取り組みをしていきたいなと思いますので、御検討ください。

○会長 私もこの地図はちょっと気になっていまして、まず、上野公園の中はほとんどエリア外みたいな形で考えられていると。真ん中が、あんこの部分がほとんど真っ白ですけども、このお寺のリストを見ますと、谷中だけかと思っていたら、ちゃんと松が谷とかいろいろなところにお寺があるので、ここはもう少し丁寧に見られて、ちょっと偏在、周りばかりになっているので、検討していただきたいと思います。

○委員 私も会長と同様に、このプロット図のつながりぐあいといいますか、大切なものは、個別のもので、ここにしかないというふうに配置されているんですけども、こういうものを指定するときに、ここをごらんになる方の歩いていくルートに乗っているかどうかということもかなり大事なことはないかと思いました。

といいますのは、やはり谷中とか、散歩に来られる方々というのは御高齢の方が多くて、なかなか東京ではふだん目にすることができなくなった町並みというのを懐かしんで来られる方が非常に多いと感じます。ですので、そういう方が町並みを歩いていくときに、そのポイント、ポイントができるだけつながっていくような、ネットワークになるような散歩道のようなものが設定できるように。これは外から来られる方ばかりというつもりは全くないんですけども、そのようにつながっていくような木とか建物とかの選定の仕方になってくれるとありがたいなと思いました。

○会長 よろしいですか。

これは全部議事ということになっていきますけれども、別に採決をとるものではないので、このまま前向きに進めていってもらおうということを皆さん御承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 景観表彰制度『台東区景観まちづくり賞』(案)の実施について

○会長 それでは、次に進みたいと思います。(2)の景観表彰制度創設について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2の台東区景観まちづくり賞実施要綱(案)をごらんいただきたいと思い

ます。

この件につきましては、前回の本審議会で御報告した際にいただきました御意見を踏まえまして、改めて表彰の意義を吟味しまして、要綱の案としてまとめたものでございます。

まず、制度の目的でございます。景観計画に規定する、景観形成に寄与していると認められる建築や、景観形成に寄与する活動を行っている個人、団体等に対して表彰することによって、区民及び事業者の景観に対する意識の向上を図って、良好な景観形成の推進に資することとしてございます。

賞の対象でございます。建築部門と活動部門の2つの部門に集約いたしました。

建築部門は、おおむね5年以内に建てられた建築物につきまして、記載のアからエにございますようなすぐれた景観を創出したと認められる建築物の所有者及び設計者を表彰の対象といたします。

また、活動部門につきましては、建築部門と同様に、アからエにあります、継続的な活動によって景観の形成に寄与したと認められるすぐれた活動の主体である個人、団体または事業者を対象とするものでございます。

第3条の「募集」でございますが、自薦、他薦によるものといたします。

第4条でございますが、選定は、本審議会の委員の皆様で構成されます景観まちづくり賞選定委員会で行います。また、この選定委員会は必要に応じてメンバーをふやすことも可能と記載いたします。

賞の授与につきましては、区長が、建築物の所有者に対しては表彰状と盾、設計者に対しては表彰状を授与いたします。また、活動部門では、個人、団体、事業者に対して表彰と盾を授与するものでございます。

公表、事務処理等については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

最初に1つよろしいですか。これは、頻度というか、毎年なのか、2年に1回なのか、適宜なのか、どこにも書いていないんですけれども、どのように考えたらいいんでしょうか。

○事務局 今のところ、毎年実施したいと考えています。当初は、毎年度、新築というふうな書きぶりでしたが、おおむね、第2条の(1)にございますように、建築部門

対しましては、表彰年度からおおむね5年以内の竣工というふうに見て、ある程度母数が毎年でもカバーできるような形でやりたいと思っております。

○会長 それで、区内の建物ということでいいんですね。

○事務局 はい。

○会長 そうすると、毎年この選定委員会をこのメンバーでやらなければいけないんですかね。

○事務局 よろしく申し上げます。

○委員 実際に、毎年となりますと、募集をどのようにかけるかというのも1つ承認して、それも案としてありまして、応募する期間というのも必要で、応募されてきたものに対して、それを選考するための下調的なものも必要になってというふうにと考えると、スケジュールを考えると、毎年というのはなかなかタフなスケジュールかなということもあるので、その辺を詰められた上で毎年なのか、少し検討の余地があれば少し御検討いただくことがあってもいいのかなと思いました。これは意見です。

もう1点ですが、これも先日お話をしたんですが、建築部門というのは割と応募も自薦のほうで出てくる場所もあります。設計者もやはり積極的に応募されることもあるんですが、活動部門の掘り起こしというのはなかなか実際のところ難しく、こういった機会があるということを周知するのがなかなか難しいところですし、自分たちで手を挙げようというのもなかなか難しいところです。そのあたり、活動部門についての応募のきっかけ、あるいは掘り起こしについて、どのようなことを今お考えかを教えてください。

○事務局 委員がおっしゃいますように、今どれくらいやっているかということも見えてこないような状況もございますので、こういった賞があるということを広く周知を図りながら、そういった活動も支援しながら、その活動がつながってくるものがあれば、我々のほうから、こういうものがあるので応募しませんかというようなことで御案内させていただきたいと考えております。

それから、表彰のスパンでございますけれども、希望としては毎年やりたい。と申しますのは、建てる方々、これから建てようと思っている方々に景観の意識を持っていただくためには、毎年こういう賞があるということがモチベーションにつながるのではないかと考えております。しかしながら、今、委員がおっしゃいましたように、いろいろなプロセスを考えると、果たしてそれが物理的にできるかどうかということもございまして、その辺は、申しわけございません、もう少しさらに検討してまいりたいと思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。

○委員 恐らく、こういう顕彰事業の場合は、応募要綱をしっかりと母体が考えないと、今言ったように、審査員が対象物まで行って実際に見るのか、そうじゃなくて、自薦、他薦の、例えば応募者が対象物プラス周辺の景観も含めて、何枚以下の写真で応募してくるとか。

先ほどの活動に関する評価は、こういう活動をしていますではなくて、僕は持続性だと思うんです。活動の場合は、それをどのくらいやっているんですかと。たまたま今年始めましたというのは、活動の対象にならないと思いますよ。活動の場合は、時間軸の中で、一生懸命景観の向上に向けて頑張っているものに対しては表彰していいと思うんです。

だから、応募要綱を明確につくれば、意外と審査のほうは、審査チームをつくって、例えば審査の視点を共有しながら、すぐに選ぶことができると思うんです。恐らく応募要綱を明確に、はっきり言えば、かなり細かく規定したほうが混乱なく遂行できると思いますよ。その辺はまだこれから区のほうでいろいろ考えられると思うんですけれども、公募に関しては、それをやらないと、すごく事務局が大変になっちゃいますから。

○委員 このア、イ、ウ、エという内容を、建築部門だとか活動部門だとかの、例えば建築に関しても、「地域特性を活かし」とか「緑豊かな」という文言はあるんですが、区民の皆さんが応募するときに、漠然としていてとてもわかりづらいというか、イメージしづらい。推薦するにも、さっき先生がおっしゃったように、具体的に細かく、なるべくわかりやすい形にしていってほしいんじゃないかと思うんです。

谷中のように寺町だったりとか、浅草があったり、上野があったりと、台東区って本当にいろいろな地域があって、その町々でやはり景観は全然変わってくるので、区全体としても、台東区らしさという部分で、そこら辺をもうちょっと突き詰めて区としても考えていっていかれたらいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 委員がおっしゃるように、景観計画の中でも、地域のそれぞれの特色ということで、景観形成基準というのを設けておりますので、先ほど委員がおっしゃったように、応募要綱の中でかなりその辺をきっちり書き込んでいかないと、今このア、イ、ウ、エだけでは余りに漠然としておりますので、その辺を、検討を深めていって、応募要綱でしっかりと、区民の方が見て、自薦、他薦にしても、わかりやすいようなものをつくっていきたいと思っています。

○委員 このときは、審査員は伏せないはずですよ。逆に、毎年毎年審査員が同じ

というのも、僕はちょっとおかしいなと思うんです。いろいろな視点で審査するというのは、もしかしたら、うまくローテーションを組んで、審査の視点も毎年変えてやるぐらいのことをやると違ってくるんじゃないか。こういう委員会が母体になって審査をやるのは、僕はちょっと違うんじゃないかと思います。というのは、評価の視点が固まってしまうから。いろいろな視点で評価するというところにいろいろな魅力が出てくるので、そういうことも考えていただきたいです。

○委員 我々業界としては、全日本、オール日本の賞と、東京都の賞、これは都知事からもらうんですけども、その賞が2つあるんですよ。ただ、台東区となると、件数が何件ぐらいあるのか、それを知らない。東京都だったら100件の中から選んでやるというふうにやって、都知事賞をもらう人もいます。それも住宅部門とその他のオフィス部門と分かれたりして、それぞれの賞をやっているんです。今度、件数がどのくらいかによって、そのようにするのか、それとも全体的に見て、これは景観上とてもいいといった賞をあげるのか。毎年是非常にいいんだけど、問題は、該当者なしというものもないとまずいのかなど。何でもかんでもやれば、この中から選ぶんだということになるとまずいかなど思います。このビルで賞をもらったのなんて。やっぱりレベルの問題があるからね。

○会長 2つあるんですけども、1つは、審査員は、別にこの委員全員じゃなくて一部でいいわけですよ、毎年。あるいは、増員することができるからゲストを入れるということでもいいわけですよ。ということを確認したいのと、建築部門は何となく単体のように書いてあるんですけども、区内の建築物あるいは建築物群というふうに括弧でしてもらって、伝法院がどうかわかりませんが、ある地区計画で、この町並みで応募しようよとか、商店街が応募するとか、そのようにすれば数は結構あるんじゃないかと思うんです。

○委員 これから建築するやつでしょう。賞は、これから建築する建物に対しての賞を与えよう、こういう意味でしょう。

○事務局 5年以内ということで、比較的新しいものという。

○委員 過去のはだめだということね。5年以内ということは、一遍、例えば来年度出すにしても、決まって、来年度出すと。今度、5年以内では、またそれも応募できるんですか。今度、4年前のやつを次の年に応募はできないでしょう。

○事務局 できるというふうに今のところは考えています。

○委員 考えているの。

○望月幹事 はい。

○委員 ただ、景観まちづくり賞なわけだから、単なる単体の建築を表彰してもしようがないと思うのね。景観の場合は、ある建物があったら、向こう三軒両隣じゃないけれども、ある地域の中でその建築が非常に良好な景観を形成することに役立っているとかね。それはやっぱり審査の視点でもって。単体じゃないから。例えば、先ほどの応募要綱の中に、それプラス周りの景観まで含めて応募しないと。単体だけやってもしようがないと思うんですよ。景観まちづくりは、景観の中にその景観を評価する視点が入り、まちづくりのほうにこの活動が入ってくるわけでしょう。それは明確に押さえておかないとね。単体を評価してもしようがないと思いますよ。景観とまちづくりという2つの視点で顕彰事業を行わないと。

○会長 そうすると、地区計画、商店街は5年以内に入らないよね。古くなっちゃうわけね。

○委員 むしろ、活動部門じゃないですか。

○会長 活動のほうで応募するか。

○委員 同じように、(1)のほうは新築ですから、リニューアルとなると、これは活動ではないかというふうに事前に説明を受けたんですけども、やっている内容というのは、新築しても、リニューアルはこの地域ではすごく大事なことだとは思うんですけども、やっていることが似ているのに、建築なのか活動なのかと分かれるのもちょっと違和感があるかなと思ったんです。

○委員 私もちよっと確認で。私も最近、区内、いろいろリノベーションされて、活用されていなかった建物を、カフェとか、ちょっとしたショップとかにして、外装、内装も含めてやっているというケースはどうなのか。あとは、新築というか、リノベーションというのですか、例えば浅草の松屋さんは、今まで周りを囲っちゃっていたのを剥がして、もとのあれにしましたよね。ああいうのはどうなのか。歴史的・文化的な景観資源の保全という視点で見ると該当するのかなとも思うんですが、新築だけなのかどうなのか。それも、新築も、一部残して何かやったとか、その辺の基準というのは微妙ですよ。

○事務局 これはあくまでもおおむね5年ということで、考えているのは新築なのです。区内で新しくつくる建物が区内の景観形成に寄与しているというのが目的でございますので。委員がおっしゃるような、新築ではなくても、松屋さんのようにあのようになったものですとか、そういうものについては、最初のほうでお話ししました景観形成資源のほう

に入ってくるのかなと考えております。

○委員 例えばリノベーションとか、非常に良好な耐震改修を行った歴史的資源、例えば神谷パーミたいなものとか、そういうのは私はてっきり建築部門に入っているのかなと思っていました。ここで特に新築と書いていなくて、竣工ということですから、そういうリノベーションとかも広く余り固く考えなくても、いいものはいいと見れば、むしろそうやってリノベーションなどを表彰することで、より残していくというふうに、設計者の方々とかオーナーの方々のモチベーションが高まる方向がいいんじゃないかなと思いますけれども。

○事務局 応募要綱のほうで、その辺、詳細を詰めていきたいと思いますので、実施要綱はおおむねこのスタイルで。あと、先ほど会長がおっしゃっていただいた群ですとか、そういう大枠の中での言葉は修正させていただいて、基本的にはこの要綱で進めさせていただければと思います。

○委員 新築だよな。

○事務局 その辺は、今まで御意見をいただいていますので、我々は新築と考えていましたが、今、委員がおっしゃるように、リノベーションでも、それによって景観形成に寄与したというものであれば、それは拾うべきなのかなという思いもありますので、要綱のほうに入れていきたいと思います。検討していきたいと思います。

○会長 新築に限定すると、だんだんなくなってきちゃうような気がしますよね。台東区はリノベーションにも賞をあげているというメッセージが結構重要じゃないかと私は思いますけれども。

(3) 屋外広告物景観形成基準の検討について

○会長 それでは、次、よろしいでしょうか。(3) 屋外広告物景観形成基準の検討について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 資料3をごらんいただきたいと思います。屋外広告物景観形成基準の策定に向けて調査・検討に入っておりますので、その御報告でございます。

まず、目的です。近年、文化財の庭園ですとか建築物などからの眺望に対しまして、重点的な景観保全の機運が高まっております。その中でも、景観形成上重要な要素の一つであります屋外広告物に対して、地域の町並みとの調和がより一層求められているところで

ございます。

台東区では、現在、区の景観計画によります屋外広告物の景観誘導は、屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針によって事前協議を行っているところです。しかしながら、文化財からの景観など、特に良好な景観形成の誘導が必要とされる地域におきましては、景観誘導をさらに強めていくことが必要であると考えております。

そこで、屋外広告物の表示・掲出に一定の制限を設けるために、景観形成基準の策定に向けた調査・検討を行うものでございます。

次に、検討内容でございます。

まず、現状の屋外広告物の色彩及び表示などの実態調査でございます。

続いて、実態調査に基づきまして、また、他の自治体が設定している基準なども参考に、景観形成基準の素案を作成いたします。

項番3のスケジュールでございます。ただいま御説明いたしましたとおり、来年度に調査から素案の作成までを行いまして、29年度中に基準を策定いたしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今の説明について御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

○委員 目的のところの4行目から5行目の、表示・掲出に関する基本方針で今事前協議されていると。今、現状の方針というのがどのような形で運用されているのか教えてもらえればと思います。

○事務局 机上に配付させていただいています景観計画の99ページをごらんいただきたいと思います。事前協議の中で、そこがございます1)の「景観計画区域内における屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針」に基づいて今は事前協議を行っているところです。

○委員 今回の御趣旨は、こちらの基本方針だと、やっぱりまだ不十分な、弱いところがあるというところで、より強化していこうという趣旨ですか。

○事務局 区内全域というわけではないのですけれども、特に、背景の景観を守るべき庭園ですとか建造物ですとか、そういったところについて、今どのような屋外広告がなされていて、それを今後どのようにコントロールすべきというところを調査・検討していきたいと考えております。

○委員 趣旨としては、まず実態調査を行いたいということかと思うんですけれども、現

状の運用で今どういったところが課題になっている、だからこそ、よりこういう部分をしっかりやっていきたいというところがクリアになると、よりわかりやすいかなと思いました。

○事務局 今の中では、ほかの景観協議のように、条例の中に書き込んでいない。例えば色彩の規制とかというのは書き込んでいないのです。これを、基準を設けることによって、景観条例では規制をするものではないのですが、屋外広告物条例の中にそれを入れて、こちらにもありますけれども、例えば色の規制の基準をつくって、それに合わせて、この地域で掲示する屋外広告物についてはこの基準でやっていくというのが最終的な目標でございます。

○委員 わかりました。

○会長 そのほか。

○委員 委員会でもやったので、委員長としていろいろ言うのはあれですが、再度確認だけさせていただきたいと思います。この屋外広告物というものの定義というか範囲というのは、いわゆる区のほうに届出があったものということですよ。

○事務局 そうです。

○委員 それでいくと、いろいろな届出があると思うんですけども、きちっと届出されている割合ってすごく低いじゃないですか。その辺はどうやっていくのかなということがまず1点なんですけれども。

○事務局 屋外広告物条例の窓口がございまして、そちらのほうと連携しながらやっていきたいと思っております。

○委員 そこだけ一応押さえておきます。

あとは、ちょうどこれは、港区さんのほうが結構大胆な景観計画をおつくりになったということで、ここにもちょっと「良好な景観形成の誘導」ということが書いてありますが、港区さんの場合、東京タワーでしたっけ、完全に東京タワーの眺望点を5つつくって、そこはもう守っていくぞというような大きな打ち出しをされたということでいくと、じゃあ台東区の場合は、地域的な指定はいろいろあったと思うんですが、この角度は絶対守っていくとか、このラインには色調の強いものは絶対だめよとか、あるいは、例えば、もう少し古い町並みを保存しているようなところで、エリア全体にちょっと派手な広告物に全部規制をかけちゃうとか、いろいろな手法があると思うんですが、これからの検討ということだと思うんですが、方向性としてはどんな形ですかね。イメージ的には。

○事務局 これは、産業建設委員会のほうでも御意見があったのですが、営業活動というのがありますので、地域によってどれくらい、やり過ぎてはいけないというのがありますし、守るべきものは守るというのがありますので、例えば西洋美術館のバッファゾーンというところについては、やはり眺望に対して、どういう屋外広告物を誘導するかはかなり重要になってくると思いますし、商業地域の中では今の景観基本方針でいいのではないかというような議論にも今後なるかと思しますので、その辺は地域、地域、委員がおっしゃったような守るべきところというものを、視点場も設けながら、シミュレーションしながら、そういったところはめり張りをつけてやっていきたいと考えております。

○会長 そのほかいかがでしょうか。——よろしいですか。

(4) その他

○会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。その他として何か御意見などがありましたら、発言をお願いいたします。

○委員 また来年度になるかと思うんですけども、景観審議会で扱った事例がいろいろ積み上がってくると思うので、ぜひまた見学会等を、地域の実情を委員の皆さんで共有するとか、そういう機会を設けていただけるとありがたいと思います。

○会長 御検討をお願いします。

○事務局 来年度の運営に関してはまた御相談させていただきたいと思しますので、よろしくをお願いいたします。

○会長 私のほうから。先ほどの表彰の件で、新築部門とリノベーション部門と分けて応募規定をつくられたらいいんじゃないかと思えます。お互いを食べ合わないで、新築は新築のところに応募して、必ず最低1個は選ぶとか。そのほうがはっきりして。

○委員 新築だよな。

○事務局 今、会長がおっしゃったように、そこの中で新築かリノベーションかとやると、どっちがどっちかということになるかと思しますので、中村委員も、新築だろうという念押しもごございますので、応募要綱の中でその辺は明確にしていきたいと思えます。

○委員 台東区の中の非常に大切な建造物、樹木というお考えもそのとおりですけども、民間のものを主体に、民間の方のお考えの中で、そういうものを潰しちゃうといけないということで、公共のものは一応自分たちで把握できるから、それは入っていないというふ

うに理解したんですけれども、今、例えば墨田区との間の橋の問題もあるし、例えば文京区とか千代田区とかの間の、それぞれ似たような景観を持っている区同士の連携というの
もどのように進めていっていただけるかというのは非常に興味があるところです。

実は、会長がやっていらっしゃる東京文化資源会議というのがありまして、この間、台東区長さんと千代田区長さんと文京区長さんがそれぞれお話をされて、とても興味深いお話を聞くことができました。その中で、例えば「めぐりん」みたいに地域のコミュニティバスの連携もやったらいいんじゃないかなんていうことも出ていましたので、これはちょっと話のポイントがずれちゃうかもしれないですけども、景観の建造物を指定していくということは、それらの連携の話じゃないかなと思いましたので、それをお話しさせていただきたいと思います。

○会長 ちょっと補足しますと、今、東京オリンピックへ向けて、東京の北部の地域を少し広域に文化資源を掘り起こして、ある意味観光資源化しようというような動きがありまして、3区で今後協定を恐らく結んで、今、共通の資源マップや、そういうデジタルマップをつくるという動きがありますので、それと今回の重要建造物、樹木なども重ねていくと、かなり全体としてのあれになるかなと思います。橋については、向こう側なので、ちょっとわかりませんが。あとは、「めぐりん」もそうですし、バスだかトラムだか、そういう新しい交通を考えようとかいう話も出ていますので、割と大きい視点で見ていくことが大事かなと思います。

それでは、本日の議事を終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。

5 閉 会

午前11時20分 閉会